

平成 23 年 5 月 13 日
商 工 中 金

東日本大震災の被害を受けた中小企業等の皆さまへ ～危機対応業務の拡充～

商工中金は、東日本大震災の発生を受け、平成 23 年 3 月 11 日（金）、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」を全営業店に開設し、被害を受けられた中小企業等の皆さまからの借入等のご相談に対応してまいりました。

今般、平成 23 年度第 1 次補正予算が成立したことから、既存の制度の内容を拡充した以下の資金繰り支援策を平成 23 年 5 月 23 日（月）から実施します。

商工中金は、本制度を活用して、被害を受けられた中小企業等の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、危機対応業務の指定金融機関として懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

<「東日本大震災復興特別貸付」の概要>

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
①今般の地震・津波により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等（注 1）内の中小企業者	◆ 貸付限度額 3 億円 ◆ 貸付期間 最大 20 年（設備）、15 年（運転） ◆ 据置期間 最大 5 年	◆金利引下げ措置（利子補給）（注 5） ・ 基準金利（注 2）から▲0.5%。 ・ 貸出後 3 年間は、1 億円まで▲1.4%。 (※) 利子補給を受けるためには罹災証明書等が必要
②上記①の者と一定以上の取引のある中小企業者	◆ 貸付限度額 3 億円 ◆ 貸付期間 最大 15 年（設備、運転） ◆ 据置期間 最大 3 年	◆金利引下げ措置（利子補給）（注 5） ・ 基準金利（注 2）から最大▲0.5%（注 3）。 ・ 貸出後 3 年間は、3,000 万円まで最大▲1.4%（注 4）。 (※) 利子補給を受けるためには被害証明書が必要
③その他の理由により、売上等が減少している中小企業者（風評被害等による影響を含む。）	◆ 貸付限度額 7 億 2,000 万円 ◆ 貸付期間 最大 15 年（設備）、8 年（運転） ◆ 据置期間 最大 3 年	◆金利引下げ措置（利子補給）（注 5） ・ 期間限定なく、当金庫所定の利率から最大▲0.5%（注 3）。

注 1：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

注 2：平成 23 年 5 月 13 日現在、貸付期間 5 年の場合で、1.75%（基準金利は毎月 1 回改定）。

注 3：売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。

注 4：▲0.9%は自動的に適用。さらに、注 3 の引下げが可能。

注 5：金利引下げ分の利子補給金は、後日入金（6 か月毎）となります。

※ お申込みに際しては、当金庫所定の審査が必要となります。

特別相談窓口の名称変更

平成 23 年 5 月 13 日（金）より、特別相談窓口の名称を「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」から「東日本大震災に関する特別相談窓口」に変更します。